

## 様式第2（第5条関係）

令和4・5年度期第5回犬山市青少年問題協議会・犬山市青少年センター  
運営協議会 会議録

1 附属機関の名称 犬山市青少年問題協議会及び犬山市青少年センター運営協議会

2 開催日時 令和5年2月7日(火)午前10時～午前11時40分

3 開催場所 犬山市役所 201 会議室

4 出席者した者の氏名

(1) 委員：佐々由高、板津克哉、畑竜介、小竹摩記、田島奈生美、深見公子、内藤慎二、  
長瀧貴栄、南谷亜紀、松本里美（10名／11名中）

(2) 執行機関：文化スポーツ課 課長補佐 星野弘之、青少年センター所長 梅村淳、  
同所相談員 角村利恵

5 報告事項

(1) 第5回犬山市青少年健全育成市民会議役員会の報告（深見委員）

6 議題

(1) 学習会「子どもの権利条約について」

(2) 今後の青少年問題協議会研究テーマの方向性について

(3) 青少年センターでの相談事例について

(4) その他

(5) 3分間スピーチ

7 傍聴人の数 0人

8 内容

(1) 会長あいさつ

- ・コロナ感染者の数も少なくなってきた。国はコロナを5月8日から分類を第5類に移行すると発表した。上手く第5類に移行して欲しい。今後のマスク着用はど  
うなっていくか見守っていききたい。

(2) 第5回犬山市青少年健全育成市民会議役員会の報告

- ・会議録を基に深見委員が報告した。主な内容は令和5年度の役員についてと令和  
4年度収支中間報告、令和5年度の事業計画、おあしす運動プラスワン活動の報  
告と会報「おあしす」46号の内容検討であった。3分間スピーチでは、事務局  
から教え子の境川部屋の佐田の海関について紹介がなされた。

(3) 学習会「子どもの権利条約について」

- ①事務局より Unicef 発行の冊子を基に「子どもの権利条約」についての基本的な説  
明があった。「子どもの権利条約 4つの原則」「子どもの権利条約 Q&A」「子  
どもの権利条約 第1条～40条」などであった。

②意見交換

- ・小中学校は、子どもたちが自分たちの人権を守っていくというかたちで取り組  
んでいる。「子どもの権利条約」を意識してやっているわけではないが、教員が当  
たり前のように取り組んでいる。
- ・名古屋市では「子どもアドボカシーセンターNAGOYA」という、子ども目線で子  
どもの声が届くようにする団体がある。研修会も実施しており、一歩踏み込ん  
だ活動をしている。
- ・一歩踏み込んだ活動は、頭では理解できるが、でも実際はなかなか進めること  
は難しい。声を届けるために、子どもたちがここに行けば情報があるというこ  
とを知らせたい。大人に言っても良いということを伝えてあげる一歩踏み出す  
機関が必要。子どもが言える場所を知ることでハードルを下げられる。

- ・子どもにとって、親や学校以外に相談する場が少ない。犬山市にも「子どもアドボカシーセンターNAGOYA」のようなものがあるとありがたい。
- ・相談する場所があるということを知ること、または知らせていくことが大切。そのために犬山市青少年センターが他機関に関わって行って欲しい。
- ・主任児童委員は児童を専門とする民生委員。地域の中での情報の窓口となる。ただ、子どもたちは相談しにくい。
- ・窓口として、民生委員は市内で約 130 人いる。新しい窓口を 1 から作っていくのは難しいので、既存の相談窓口を使っていく。いろいろな既存の窓口をつないでいく。
- ・地域共生社会として、「子ども」「障がい」などバラバラで進められてきたことをひとつにまとめていく、必要なものを拾い上げていくことが重層的支援につながっていく。
- ・学校現場が子どもたちにとっての窓口として一番近い場所。その中でも担任が一番近い。担任にも言えない場合は他の先生や S C もいる。学校現場は多忙を極めている。何人もの先生が心を病んでおり、学校は苦しい状況にある。学校外に窓口や相談しやすい場所があると良い。子どもが気楽に地域の大人と会話できようになりたい。そのために地域が育っていく環境が必要。
- ・地域の問題を地域で考えていく、いろいろな機関と連携していく。既存のものを繋いでいくことが求められている。

(4) 今後の青少年問題協議会研究テーマの方向性について

- ・事務局より提案があり、SNS を切り口として研究し、提言のひとつとして相談窓口の連携について考えていきたい。
- ・今回の学習会の意見交換で、せっかく窓口を連携していきたいという話が出たので、その方向で進めていくのはどうか。
- ・令和 4 年度も、もうすぐ終わろうとしている。5 年度の中頃には研究をまとめていく必要がある。そのため、今までの研究をベースに進める。そして、今回の提言を発展させて、令和 6 年度 7 年度の研究に発展させるのはどうか。
- ・いろいろな意見が出たが、令和 4 年度 5 年度の研究は SNS をメインとして進めていくこととした。

(5) 青少年センターでの相談事例について

- ・非行についての相談内容と対応について協議した。

(個人情報案件につき詳細は載せず)

(6) 3 分間スピーチ(長嶋委員)

- ・先ほどの話にも出たが民生委員主任児童委員とは、民生委員の一組織。主任児童委員は主に児童に関する相談業務で、市内に 11 人いる。各地区に配置されている。各地区の児童のいじめなどの相談や子育て不安の相談に乗っている。
- ・最近、「赤ちゃん」訪問という事業をはじめた。生後 1 か月くらいの時に行っている。電話連絡で了承を得てから訪問をしているが、留守(居留守)家庭もある。最近はコロナ禍で、2 極化(訪問を断る家庭と了解する家庭)傾向にある。母親の孤立化が心配される。他市では赤ちゃん訪問を妊婦の時から実施しているところもあるので、今後は犬山市もその時期に実施して、母親の孤立を少なくしていきたい。

(7) その他

- ・令和 2 年度令和 3 年度の青少年問題協議会で研究をした提言の取り扱いについて意見交換を行った。

(8) 連絡・報告事項、その他

①次回の3分間スピーチについて（南谷委員）

②本会議の青少年健全育成市民会議での報告者について（小竹委員）

③本会議の次回開催予定日は4月11日(火)午前10時から201会議室

令和5年 月 日

上記に相違ないことを確認する。

(署名)

---

(署名)

---